



2023年8月9日

各位

会社名 日比谷総合設備株式会社
代表者名 代表取締役社長 中北 英孝
(コード番号 1982 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 管理本部 IR・広報室長
土門 暁
(TEL 03-3454-2720)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2023年8月9日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2023年8月31日
(2) 処分株式の種類及び数	普通株式 130,000株
(3) 処分価額	1株につき2,190円
(4) 処分総額	284,700,000円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、取締役及び執行役員（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下「取締役等」という。）を対象に、取締役等の報酬と、当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中期経営計画における業績目標達成及び中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めることを目的として、2023年6月23日開催の株主総会で本制度延長に関する議案の承認を受けております。本自己株式処分は、BIP信託の延長に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結済の役員報酬BIP信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定済の信託を「本信託」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に取締役等に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は2023年6月30日現在の発行済株式総数23,756,321株に対し0.55%（小数点第3位を四捨五入、2023年6月30日現在の総議決権個数227,749個に対する割合0.57%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い取締役へ交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、「役員報酬BIP信託」の概要については、2023年5月19日付で公表いたしました「役員向け業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

【本信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	専門実務家であって当社と利害関係のない第三者
信託契約日	2017年8月9日（2023年8月に変更）
信託の期間	2017年8月9日～2026年8月31日 （2023年8月の信託契約の変更により、2026年8月31日まで延長）
議決権行使	行使しないものとします。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2023年8月8日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である2,190円としております。取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議日直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、当該価額は東京証券取引所における当該取締役会決議日の直前1カ月間（2023年7月10日から2023年8月8日）の終値の平均値である2,195円（円未満切捨て）に99.77%（小数点第3位を四捨五入、ディスカウント率0.23%）を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前3カ月間（2023年5月9日から2023年8月8日）の終値の平均値である2,220円（円未満切捨て）に98.65%（小数点第3位を四捨五入、ディスカウント率1.35%）を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前6カ月間（2023年2月9日から2023年8月8日）の終値の平均値である2,170円（円未満切捨て）に100.92%（小数点第3位を四捨五入、プレミアム率0.92%）を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員（4名、うち3名は社外監査役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上